

令和7年度 第2回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時

令和8年2月4日（水）午前10時から午前11時50分まで

2 場 所

葛飾区役所7階703会議室

3 出席者

(1) 委 員

宇田川博史委員、石川隆之委員、金子雄一郎委員（全員出席・順不同）

(2) 事務局

今井直紀総務部長、疋田博之契約管財課長ほか契約管財課職員5名

4 開会及び報告

(1) 開会

委員長	出席委員は定足数を満たしているため、ただいまから令和7年度第2回葛飾区入札監視等委員会を開催する。
-----	---

(2) 庶務報告

ア 傍聴人について

事務局より、傍聴人はいない旨報告した。

イ 令和7年度第1回委員会議事概要の公表について

事務局より、令和7年度第1回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。

5 議 事

(1) 令和7年度入札契約等執行状況（令和7年9月1日～同年12月31日分）について

事務局より、令和7年度（令和7年9月1日から同年12月31日まで）の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

(2) 指名停止措置の運用状況について

事務局より令和7年10月20日から令和8年2月3日までの間に実施した6件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

発言者	質疑内容
A委員	指名停止の適用に当たり、正当な理由がなく契約をしなかったとあるが、当該事業者から理由の聞き取りは行っているのか。
事務局	理由の聞き取りは行っている。いずれも入札価格を誤って低い金額で入力したことで落札となってしまう、その金額では履行ができないとの理由で契約を辞退するとの申し出を受けたものである。
A委員	落札者が契約を辞退した場合、その案件は再度入札を実施するのか。
事務局	再度入札を実施する。再度入札を実施することで契約内容の履行開始が間に合わない場合は、入札価格が2番目の事業者と契約締結の交渉をする場合がある。
事務局	履行成績不良により指名停止措置を行った件について、指名停止期間が他のものよりも長いことについて、補足で説明をさせていただく。当該案件は、3か月程度の履行遅延が重なっており、履行成績不良と合わせて指名停止期間を加算している。
B委員	履行遅延があったということだが、品質には問題はなかったのか。
事務局	履行の完了は遅れたが、手直しの指示などを行いながら、履行を完了することができた。
B委員	当該事業者の履行能力に問題はなかったのか。
事務局	契約期間内に履行が完了せず、2回ほど期間を延長した経緯がある。業務の進め方に問題はあったが、最終的な成果品の品質については、大きな問題はなかった。
B委員	履行成績の不良は、今後の入札に影響はあるのか。
事務局	当該事業者に限らず、履行成績が不良の事業者については、案件の規模や内容によって、今後の入札で指名業者を選定する際の判断要素の一つになる。
C委員	指名停止の期間について、履行成績の不良と公正取引委員会の排除措置命令・課徴金納付命令とを比較した場合、後者の方が入札の公平性や経済的な影響が大きいと考えられる。今回の

	指名停止については、前者の方が指名停止期間が長いものとなっている。
事務局	指名停止期間は、指名停止基準に基づいて設定している。排除措置命令を受けた場合は3月、課徴金納付命令を受けた場合は3月、その両方を受けた場合は6月と定めている。また、同様に履行成績不良や履行遅延についても指名停止期間を定めている。当該事業者については、履行成績点が不良であったことによる期間と、履行遅延の日数に応じて設定する期間を合算して指名停止期間を設定したものである。

(3) 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より、令和7年10月20日から令和8年2月3日までの間に入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

(4) 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より、令和7年10月20日から令和8年2月3日までの間に低入札価格調査制度を適用した案件1件について報告を行った。
--

発言者	質疑内容
C委員	直接工事費と間接工事費の違いは何か。
B委員	工事の施工に必要な材料費、労務費、機械経費等を計上したものが直接工事費で、施工に間接的に係る費用である共通仮設費と工事の管理に必要な費用である現場管理費を計上したものが間接工事費という区分となっている。
事務局	そのとおりである。
A委員	資料の記載で間接工事費に一般管理費を含むとあるが、製造原価も含まれているのか。
B委員	工事価格は、通常、直接工事費と間接工事費を合計した工事原価に一般管理費を加算して算出される。間接工事費に一般管理費を含めることはない。工事を施工するために必要な労務費は、直接工事費に計上される。
事務局	一般管理費は、工事の実施に当たり企業活動を継続するために必要な経費という考え方である。本工事の積算においても、直

	接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で構成している。資料の記載上、間接工事費と一般管理費を同じ項目で整理したものである。
B委員	調査の結果、ダンピングは行われていないという結論を得られたのか。
事務局	直接工事費における労務費については、下請業者の労務費も含め、価格を圧縮するようなことはしていないとの回答を得ている。

(5) 抽出審議

<p>令和7年度（令和7年9月1日から同年12月31日までの間）の入札及び契約手続のうち、物品1件とその関連案件1件（制限付一般競争入札）、委託2件（指名競争入札1件、随意契約1件）、賃借・借上1件（随意契約）、長期継続契約（単価契約）1件（指名競争入札）、主管部課契約2件の合計8件について事務局より入札経過等の説明を行った。</p> <p>なお、今回の審議案件の抽出は、石川委員が行った。</p>
--

ア 物品（2645）

番号	案件名	契約方法
No.2104	公園等防犯カメラの購入	制限付一般競争入札
No.2105	（関連案件） 公園等防犯カメラ設置委託	制限付一般競争入札

発言者	質疑内容
A委員	落札率が低い結果となっている。公園に限らず、区では防犯カメラの設置を行っているが、今後も継続していくものなのか。また、設置基準を設けているのか。
事務局	防犯カメラの購入の入札については、これまでも落札率が低い案件もあれば、高い案件もある。防犯カメラは、犯罪抑止を目的として、公園や通学路などへの設置を進めている。設置は各所管課が行っているため、統一的な基準はないが、バランスを考えて配置していくものと思われる。
A委員	町会などから要望を受けてから対応しているということか。
事務局	要望を受けて設置する場合もあると思われるが、区が設置の考え方を持って主体的に実施している。

A委員	当該案件の入札参加者は2者であったが、受注可能な業者は2者しかいないということか。
事務局	今回の案件は、制限付一般競争入札で入札参加希望者を公募した結果、2者による入札となったものである。過去の案件では、今回の入札に参加していない事業者が落札しているものもある。
A委員	多くの事業者が制限付一般競争入札に参加するような取組は行っているのか。
事務局	制限付一般競争入札の実施に際しては、区のホームページに案件を公表しているが、個々の事業者に対し、直接的に入札参加を促すことができないため、入札参加者を増やす取組は難しいものと考えている。
A委員	入札参加者が少ないと、落札者が固定化するおそれがある。
事務局	今年度は、本案件以外にも防犯カメラの購入を発注しているが、いずれも別の事業者が落札している。
A委員	入札参加者が少ない理由として、防犯カメラの設置が難しい作業であることが一つの要因となっているのではないか。
事務局	設置作業の難易度については分からないが、区内事業者でも十分に対応できる内容となっている。事業者の人員体制や受注状況を踏まえ、カメラの台数や設置場所などの条件によって入札に参加する、しないを判断しているものと思われる。
C委員	防犯カメラの録画データは、機器に内蔵されるSDカードに保存されるのか。
事務局	クラウド上に保存される防犯カメラもあるが、公園に設置される防犯カメラの録画データは、機器に内蔵されるSDカードに保存される。
C委員	本件の制限付一般競争入札は、参加資格要件を区内業者に限定しているのか。
事務局	そのとおりである。
C委員	防犯カメラの録画データについては、慎重な取扱いが求められるが、設置業者に対する情報セキュリティポリシーはあるのか。
事務局	委託契約書には、情報セキュリティポリシーを必ず記載している。 なお、設置完了後のカメラは区の所有物であり、録画データの管理は区が適正に行っている。

C委員	購入契約について、落札者が製品を仕入れて納入しているのだが、落札率が低く、予定価格の設定が妥当であったのか。
事務局	本件については、製品を2種類設定し、いずれか1種類を納品することとしている。予定価格は、主管課が発注前に徴取する下見積価格を参考に設定しているが、その下見積価格が、通常の売価ではなく、カタログ価格になっているものと考えられる。入札の際に設定する予定価格を通常の売価としていることで、落札率が低くなるものと思われる。
A委員	そういった状況を踏まえ、予定価格の設定をどのように考えているのか。
事務局	まず、事業者の見積価格を参考に予算を計上している。発注する際に、再度、事業者から見積書を徴取し、予算内に収まっているかを確認する。予算内に収まっていれば、それを予定価格設定の参考にしている。入札では、予定価格を事前公表しているため、落札するためには、予定価格を参考にどこまで金額を下げることができるかを事業者は考えているものと思われる。
C委員	例えば、防犯カメラの設置業者がデータを抜き取ることができないよう、カメラを改造することを防ぐことはできるのか。
事務局	仕様書上、情報セキュリティポリシーの定めがあり、一定の抑止につながるものと考えているが、万が一、そのようなことが発覚した場合は、厳正に対処する。

イ 委託

番号	案件名	契約方法
No.2565	こち亀記念館オリジナルグッズ製作委託	指名競争入札

発言者	質疑内容
A委員	落札率が低い結果となっているが、事業者によって入札価格に大きな開きがある。何か考えられる要因はあるのか。
事務局	落札率が低い結果となったが、この案件を受注したいという事業者の考えが落札金額に反映されているものと思われる。また、入札を辞退している事業者もあるが、予定価格を超過する、納期限内に製造することが困難、仕様内容の対応不可といった理由が挙げられている。
A委員	本契約で製作するオリジナルグッズについて、著作権は葛飾区

	が保有するのか。
事務局	著作権は葛飾区で保有しておらず、著作物の使用契約を別途締結している。
A委員	本契約で製作するグッズの数量が定められているが、不足した場合は、どのように対応するのか。
事務局	不足が発生した時の状況にもよるが、至急で調達する必要がある場合は、すでに契約を締結している事業者に追加の製作を依頼することも考えられる。通常は、計画的に発注するため、入札を実施することになる。
A委員	入札を実施する場合、落札者によって製作するグッズの作りが変わってしまうのではないかと。
事務局	入札を行うため、落札者は変わる可能性があるが、出来形が変わらないよう製作していただくことになる。 なお、違うグッズを新たに製作する場合は、著作権の使用契約について確認する必要がある。
A委員	グッズを製作するための型のようなものがあると思うが、そういった型については、葛飾区が保有しているのか。落札者の保有である場合、受注者が変わるたびに型を作らなければならない。
事務局	グッズを作るための型については、葛飾区の保有とはならない。受注者の保有となる。
B委員	例えば、クリアファイルの製作については、既製品のクリアファイルを調達して、それに印刷するようなことかと思う。
事務局	グッズのデザインデータについて、区は受注者から提供を受けることになっており、次回の発注の際にそのデータを活用することで、受注者が変わっても同じものが作られると考えている。
B委員	予定価格の設定は、見積価格を参考にしているのか。数量や材質が確定しているため、予定価格を設定する際、実際の価格の見込みが付けられるのではないかと。
事務局	予定価格は、事業者から徴取した下見積価格を参考にしている。

番号	案件名	契約方法
No.2810	葛飾区物価高騰緊急対策支援金審査業務委託	随意契約

発言者	質疑内容
A委員	随意契約の理由に入札不利とあるが、入札不利とはどういうことか。
事務局	本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約で、条文の言葉を引用して入札不利としている。入札に一定の期間を要することで契約の時機を逸し、履行が確保できない場合などに適用している。本件は、補正予算により実施することとなった契約で、業務の履行を速やかに開始し、支援金給付を実施する必要があることから、随意契約としたものである。
A委員	昨年度も同様の案件を実施していると思うが、今後も継続して実施していく予定なのか。
事務局	昨年度も実施している。昨年度も今年度も物価高騰対策として補正予算を計上し、実施しているものであるが、次年度以降も継続して実施するかは不明である。
B委員	随意契約の相手方として選定した事業者しか本業務を履行することができないという理由はあるのか。
事務局	当該事業者は昨年度も受注しており、業務の内容、進め方を熟知しており、履行開始に向けた準備も円滑に行うことができる。区が設定する日までに給付金の支給を開始できるように履行体制を整え、業務を開始することができるのは当該事業者のみであるため、随意契約の相手方として選定したものである。
B委員	予定価格の設定はどのように行ったのか。業務量に対する金額の妥当性は確認しているのか。
事務局	当該事業者の見積価格を参考にしている。昨年度の契約金額とも比較した上で、妥当な金額と判断している。
C委員	本業務で行う書類審査については、要件を満たしていることを確認できれば支給するといった形式的な審査となっているのか。
事務局	申請件数も多いことから、支給要件を満たしているか否か機械的に審査し、速やかな支給を目指している。

ウ 賃借・借上

番号	案件名	契約方法
No.2605	新宿交通公園リニューアル実施計画策定に係る著作物等の使用許諾契約（債務負担行為）	随意契約

発言者	質疑内容
A委員	本契約は、令和7年度・8年度の2年度間の契約となっているが、今後も継続して契約をしていくのか。また、葛飾区にはほかにも馴染みのキャラクターがあるが、新宿交通公園に関して、他の著作物についても同様の契約を締結する予定はあるのか。
事務局	今回の契約は、実施計画を策定する期間を対象とした使用許諾契約であり、公園開設に向けて今後も継続して契約をしていくものとなる。また、新宿交通公園に関し、現時点では他の著作物の使用は予定していないため、本件以外に使用許諾契約を締結することはない。
C委員	新宿交通公園の開設予定が2030年3月ということだが、公園開設の前に著作物を使用するということか。
事務局	実施計画の策定に当たり、その成果物にキャラクターを使用するなど、公園開設前から著作権使用が伴うため、使用許諾契約を締結する必要がある。
C委員	使用料については、相手方から金額の提示を受けたものと思われるが、他の著作物の使用料との比較、検討は行っているのか。
事務局	他のキャラクターの使用料は参考程度に考えている。区において、使用料についての明確な基準はなく、権利者の価格設定の考え方を踏まえ、価格交渉を行っている。

エ 長期継続契約（単価契約）

番号	案件名	契約方法
No.2790	国民健康保険料賦課決定通知書等の発送に係る業務委託（単価契約）（長期継続契約）	指名競争入札

発言者	質疑内容
A委員	本件は、長期継続契約ということで落札率が低い結果となったのか。
事務局	長期継続契約と落札率に因果関係はない。印刷関連は、機械の稼働状況、版下の有無などが入札価格に影響するものと考えている。
C委員	指名競争入札を実施するに当たり、業者選定はどのように考えているのか。

事務局	本区が発注する類似案件の実績業者や他区の案件の実績業者など参考に選定をしている。
C委員	区内にも印刷業者はあると思うが、個人情報を取り扱う業務が含まれていることから、指名ができないのか。
事務局	区内業者では個人情報を取り扱う業務ができないということではなく、封入封緘業務への対応が難しいため、区外業者を中心に指名している。
A委員	印刷物の種類が多く、また、数量が少ない印刷物もあり、事業者の負担が大きいのと思われるが、低い落札率で受注することが可能なのか。
事務局	印刷用紙の在庫がある、機械の稼働率を上げたいなどの事業者の判断が入札価格に表れているものとする。
B委員	個々の予定単価については、どのように設定しているのか。
事務局	見積価格を参考にしている。

オ 主管部課契約

番号	案件名
No.33977	「全国みどりと花のフェアかつしか」花装飾実施設計策定業務委託

発言者	質疑内容
A委員	「全国みどりと花のフェアかつしか」は、都全域で実施されるものなのか、又は区内に限られるのか。
事務局	「全国みどりと花のフェアかつしか」は、区内で行うもので、令和8年5月16日から6月14日まで開催し、5月24日に「全国みどりの愛護のつどい」が実施される。「全国みどりの愛護のつどい」は国の事業であり、実施場所として葛飾区が選ばれたものである。
A委員	「全国みどりと花のフェアかつしか」の開催に向け、これからも契約案件は多く発生するのか。
事務局	「全国みどりと花のフェアかつしか」の開催に向けて、会場整備工事やイベント運営業務、花苗の調達といった主要な契約は概ね締結済みである。今後は、イベント会場の設営業務や警備業務などの発注が想定される。
B委員	関連の案件について、事業者の入札価格にあまり差がない。これらの案件も予定価格は見積価格を参考に設定し、さら

	に予定価格を事前公表しているのか。
事務局	そのとおりである。物価や人件費の高騰を受け、維持管理業務や整備工事の金額は上昇しており、予定価格に近い金額での入札が増えている。
C委員	比較的規模の大きい案件を同一事業者が複数受注しているが、履行に支障は生じていないか。
事務局	履行上の問題は発生していない。

番号	案件名
No.54376	税務システム保守委託

発言者	質疑内容
A委員	保守委託ということは、毎年度、同規模の契約が発生するのか。
事務局	税務システムについては、国が推進しているシステムの標準化に向けた改修を進めており、改修内容に対応するための保守契約を締結したものである。システム保守契約は毎年度実施している。

(6) 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

(7) 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。

発言者	質疑内容
	質疑なし

(8) 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。
※ 令和7年度（令和8年1月末現在） 34件

発言者	質疑内容
A委員	葛飾区立宝木塚小学校仮校庭整備工事の専門員審査の結果について、図面と内訳明細書を精査し修正したとあり、増額した金額の記載があるが、その金額で指摘を行った内容を実施できるのか。
事務局	図面と内訳明細書の内容を比較し、指摘部分の作業に必要な数量を見直した結果、記載の金額を当初の金額に上積みしたということである。
B委員	この取組は、工事主管課の積算の精度向上を図る観点からも重要なものである。前回の報告以後に減額・増額が特に大きい指摘事項はなかったのか。
事務局	前回は、減額幅の大きい指摘事項を報告させていただいた。今回は、減額・増額が大きい指摘事項がなかったものである。
B委員	減額・増額が大きい指摘事項が必ずしも重要な指摘事項とは限らないが、工事価格にかかわる指摘は、今後の工事の積算に役立つものとする。
事務局	専門員審査は、専門員の持つ豊富な知識やノウハウを若手職員に伝えていく側面もある。
C委員	専門員審査の結果、増額や減額が発生した場合、契約変更が発生するのか。
事務局	専門員審査は起工前に実施しており、審査結果を踏まえて金額を修正し起工した上で、入札・契約手続へと進めていく。